

大規模地震等の災害時における施設の提供等の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）及び横浜市仏教会（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における施設の提供等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、乙は各区（ブロック）の仏教会（以下「各区仏教会」という。）で構成され、協定に基づく実施詳細については、横浜市各区役所と各区仏教会で協議することを前提とする。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、災害時に相互に協力し、迅速かつ円滑な応急活動ができるよう、乙に加盟する寺院の施設等の提供協力に関して必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、横浜市仏教会加盟の寺院とする。ただし、協力する寺院についての詳細は、各区役所と各区仏教会の協議による。

（協力内容）

第3条 補充的避難所、帰宅困難者一時滞在施設、遺体安置所等の設置又はその他の協力内容については、各区役所と各区仏教会の協議により、決定する。

（実施及び詳細協定締結）

第4条 本協定に係る連携の実施に当たり、前条の規定により決定した内容については、各区役所と各区仏教会で別途協定等を締結するものとする。

（既締結協定の取扱）

第5条 本協定締結以前に各区役所において各寺院等と既に締結している協定については、本協定締結以後も有効とし、本協定締結によりその効力を妨げられない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

2 この協定が解約された場合における当該解除の日より前に各区役所と各区仏教会で締結した協定の取扱については、各区役所と各区仏教会で協議し、決定する。

（協議事項）

第7条 本協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、令和4年6月20日から施行する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年6月20日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙 横浜市南区清水ヶ丘225
横浜市仏教会
会長 善浪 裕勝